

令和4年度

第4回

越谷市立図書館協議会

《会議録》

日	時	令和5年2月22日(水)
		午後3時30分～4時50分
会	場	市立図書館 2階 視聴覚ホール

令和4年度第4回越谷市立図書館協議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年2月22日（水）午後3時30分～4時50分
- 2 開催会場 市立図書館 2階 視聴覚ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員
岩元久徳議長、飯島孝子副議長、高木千晶委員、秋元洋子委員
崩口欣美委員、佐々木直委員、齋藤るみ委員、長谷川美樹委員
高田哲朗委員、正岡美樹委員
 - (2) 事務局
茂木図書館長、中野副館長、立澤主幹、松澤主任
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 内 容 以下のとおり

<議事要旨>

- 1 開 会
- 2 議 事

* 越谷市立図書館協議会運営規則第1条第3項の規定により、議長は協議会の会議を主宰する。

2) 報 告 事 項

(1) 越谷市立図書館協議会の報告について

- (事務局) 越谷市立図書館協議会の報告について報告。
- (議 長) ただいま、越谷市立図書館協議会の報告について事務局から報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- (委 員) ベビーケアルームの場所ですが、図書館1階公開フロア新聞架の近くにあり、女性の心理はあまり分かりませんが、むしろ絵本などがある児童コーナーに設置するというわけにはいかないのでしょうか。新聞架の近くは男性が往来しますし、新聞を読んでいる人も多いと思います。1階公開フロアにベビーケアルームを設置するのはいいことだと思いますが、入口近くの新聞架横という場所がどうなのかと思いました。あの場所で女性が授乳をするというのは、空間は仕切られておりますけれども、入りづらいのではないのでしょうか。女性の委員の方はどのように感じられましたか。
- (副議長) 図書館で授乳される方は多いですか。
- (事務局) 以前から図書館には授乳する場所がないという利用者からの要望がありましたので、準備を進めて今回導入しました。場所についてですが、児童コーナーにベビーケアルームを設置するためには、書架を移動しなければならず、子どもたちの歩く通路が狭くなります。また、児童コーナーはベビーカーを持った保護者も本を見るという観点も併せますと、なかなか難しいと考える。さらに、新聞架付近にベビーケアルームを設置したのは、柱にピッタリつけられ、本を閲覧したり書架の本を選んだりするスペースをできるだけ邪魔しない所を選び、十分検討したうえで設置しております。しかし、委員の方がおっしゃるとおり、確かに子どもがいる方が主な利用者になるので、児童コーナーに設置した方がいいという意見は分かるところもありますが、既におはなし室もありますし本を選ぶスペースを確保するためには、移設は難しいと思いますのでご了解をいただければと思います。
- (委 員) ありがとうございます。男性からの意見としては珍しいかもしれませんが。
- (副議長) 男性だからこそ気になる場所だと思います。
- (委 員) ベビーケアルームで授乳している人がいた場合に、男性が実際その辺

りに居づらいという気持ちがありました。

(事務局) 授乳中はベビーケアルームの扉が閉まっていて、完全個室になるという
ことで導入しております。

(副議長) 事前に自宅で済ませるなど、子どもと一緒に来館した利用者全員がベ
ビーケアルームで授乳するわけではないでしょう。

(事務局) ベビーケアルームは授乳だけではなくおむつ交換など自由にご利用い
ただけます。子どもに食事させることもできる場所ですので、男性が入
っても全くかまいません。子どもと一緒にお父さんやお兄さんが利用で
きるようになっており、利用は授乳一辺倒というわけではないので、誰
もが子どもに哺乳瓶や離乳食をあげるという形が取れます。利用者は女
性に限定していません。

(議長) 静養室としても利用できます。私が働いている施設でも子どもが興奮
したときに使っています。

(事務局) そうですね。子どもを寝かしつけたり、騒いでしまったときにベビー
ケアルームに入ってあやしたりすることもできます。この部屋は授乳室
という言い方はしません。ベビーケアルームという名前が付いていると
おり子どもをケアする部屋ですので、先ほどの話に出たように子どもを
あやすとか、離乳食をあたえるとか、子どもが眠りそうなのでベッドと
して利用するなどができるようになっております。特に利用を授乳に限
ったり女性しか利用できなかつたりはしていませんので、男性でも利用
できます。

(議長) 特にご意見がないようでしたら次の議事に移ります。

(2) その他について

(事務局) その他について（令和5年2月から図書館ホームページの利用者のペ
ージに利用券バーコードが表示されることについて）報告。

(議長) ただいま、事務局から報告がありましたが、ご意見、ご質問等はござ
いますか。

(委員) スマホでも利用券バーコードが表示される件は、とても感謝していま
す。元々は本を借りるつもりではなかったのに、たまたま図書館に通り
かかって借りたいなと思う本に巡り合った時に、私は何回かスマホで利
用券バーコードを利用させていただき、このようなサービスが導入され

てよかったと思うことがありました。

(議 長)

今回が初参加の委員がいらっしゃいますので、ご挨拶を含めて今回の議題についてでも構いませんが、何かお話になりたいことがあれば、お願いいたします。

(委 員)

仕事との兼ね合いもあり、今まで欠席しておりましたが、この度改選後に初めて参加させていただきます。よろしくお願いいたします。具体的な会議の様相を想像することもできないまま出席させていただいておりますが、私も子どもが小さいころから毎週のように図書館を利用しておりますので、その場所でこのような会議に参加できるのは、とてもありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(議 長)

その他に何かご意見はございますか。ないようでしたら次の議事に移ります。

3) 協 議 事 項

(1) 令和5年度の会議日程及び内容について

(事務局)

令和5年度の会議日程及び内容について、資料1ページ～2ページに基づき提案。

(議 長)

ただいま、令和5年度の会議日程及び内容について事務局から提案がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

確認ですが、提案された変更点は4点あります。1点目、今までは10月の視察先は事務局が提出した候補地を8月の会議で協議していましたが、この案では委員の皆様が5月9日までに候補地を提案してもらうこととなります。これは回答期限をいつまでにしますか。

(事務局)

5月9日の会議で、委員の皆様からいただいた候補地の中から視察先を決めます。意見を第1回協議会の会議資料に反映するため、4月初めから中旬までを目安に、回答期限を設けたいと思います。

(議 長)

会議では委員同士で調整するのではなく、興味がある図書館について自由に意見が出るということですか。全委員からでは、12件の意見が出ることとなります。

(事務局)

候補地があるようでしたら、行き先と興味を持った点について上げていただき、委員の皆様と事務局から出た候補地をまとめたものを資料といたします。

(議 長) 委員からの意見が出揃った状態で、興味深い図書館や既に視察している図書館などを、事務局である程度斟酌しますか。それとも出た意見は全て提示した上で投票しますか。

(事務局) 委員の皆様からいただいた意見はすべて出したいと考えます。ただ、事務局としてお薦めしたい候補地もお示しさせていただければと思います。

(議 長) 事務局の候補地にはいろいろな条件がありますか。

(事務局) 既に視察している図書館もありますし、視察していても建物自体を建て替えて新しくなった図書館に再度行ってみたいということもありますので、配布した過去の先進地視察一覧を参考にさせていただいた上で、事務局でもどの視察先がいいか考えたものを交えて資料として出させていただきます。

(事務局) 第1回協議会では候補地を決めて、会議後に事務局が実際に候補地の図書館に連絡を取ります。先方の都合もありますので、第一希望の図書館を視察できるとは限りません。事務局が調整した結果、視察先がどこに決定したのかを第2回協議会で報告させていただくとともに、決定した視察先のどこを見たいのかなどの視察内容についても話し合いたいと考えております。

(事務局) 基本的な流れといたしましては、委員の皆様が希望された視察先を出していただき、第1回協議会で複数候補を決めていただこうと思います。理由としては、候補地の日程の都合がつかなかったり、そもそも視察を受け入れていなかったりする図書館があった場合は、第1候補しか決めていないと委員の皆様の意見を反映しないで以前と同じように事務局が決めた視察先となってしまうので、できれば候補を複数決めていただければと思います。

そして第2回協議会では、前回決めていただいた候補の中でどの図書館を視察することになったか報告した上で、どこを視察するか内容を協議していただくことになります。

(議 長) 変更点の2点目は、子ども読書活動の推進に係る取り組みの進捗状況について、第4回協議会から第2回協議会に移行するため、会議の開催時間を午後3時からにするということです。

3点目は令和5年度の第1回協議会の報告事項に「南部図書室の移転

について」が追加されたことです。

(事務局)

3点目の注意事項といたしましては、市長の公表時期によっては、必ず第1回協議会で報告できるとは限らず、第2回に繰り越す可能性があります。

(議長)

4点目は第3回協議会で使用するバスの予定が他課と重複したため変更しないといけないし、場合によっては11月に変わることがあるかもしれないということです。

(事務局)

当初予定していた10月20日がバスを使用できないため、変更案として10月6日を担当課に報告しておりますが、まだ正式な回答が出ておりませんので、決まり次第お知らせします。もし変更案の日程も使用できませんと、次の候補日は11月29日になります。

(議長)

この場で協議することは案1と案2のどちらがいいかということと、令和5年度第1回協議会の開催時間を午後3時からにしていいかということです。また、開催時間はコロナ禍になる前はもっと長かったと思いますが何時からでしたか。協議事項も増えますので、短いままで大丈夫でしょうか。

(事務局)

以前の開催時間は午後2時から4時までの2時間でしたが、今は3時30分から4時30分までの1時間となっております。

(事務局)

その点に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、できるだけ委員の皆様時間を占有しないようにということと、学校の先生にも来ていただいているので、生徒の監督が先生の基本であるということにも考慮した上で、短い時間でしっかり議論していただければと思ひまして、このような開催時間とさせていただきます。そのため開催時間を2時間に戻すというお話がありましたが、図書館としては考えておりません。会議をできるだけ凝縮して行っていきたいですし、先ほど説明したとおりできるだけ委員の皆様にお出席していただきたいと思っていますので、開催時間を延長したとしても午後3時から1時間30分程度を考えております。

(委員)

バスの日程が取れないという話ですが、視察をバスで行かなければいけない理由がありますか。個人的には、現地集合でも問題ないのではないかと思います。電車などを使用すれば、集合時間と場所だけ決めておけば大丈夫だと思います。バスで全員同時に行かなければいけない理由

などがありますか。

(事務局) 交通費が支給できませんので、その場合は自己負担となります。

(事務局) この協議会としましては、公募委員を募集したりしていますが、報償費などは予算化されていません。そのため先ほどお話をされたように視察を現地集合とすると、指定した日時の駅に自己負担で来てくださいという話になってしまいます。できるだけそのようなことがないように、バスを確保して皆様一緒に向かっていただく形を取らせていただいています。

(副議長) バスを借りるのもお金がかかりますか。

(事務局) 外部の観光会社などに配送を依頼しているわけではなく、市が所有するバスを利用しているので費用はかかりません。そのため他課と調整しながら利用しています。

(委員) 無料だから希望日になかなか割り当たらないのですね。

(議長) 交通費は予算化できませんか。または視察費や出張費なども考えられませんか。

(事務局) 視察先がどこになるかによって金額もまちまちになりますので、簡単には予算化できないと思います。

(委員) バスの使用希望が重複するので視察の日程が決まらないならば、日当としては支給されていますし、その金額を超えなければ、個人的には自己負担でもいいような気はします。

(事務局) 自己負担にするかは委員の皆様の総意でないといけません。交通費がどのくらいかかるのかは視察先によりますし、過去の視察先一覧を見ていただきますと、遠いところでは郡山市や水戸市まで行っています。乗り継ぎで往復2,000～3,000円かかる場所に行きたいということもあると思いますが、自己負担は難しいと考えます。せっかく見ごたえのある取り組みをしている図書館なのに、委員の皆様に負担がかかるため視察に行かないというのは、何の意味もなくなってしまいます。バスの使用希望は図書館だけではないので、そこは譲り合った上で調整になります。この場でご報告はできませんが、ご了承いただければと思います。場合によっては他課の予約がなく、ピンポイントで押さえられることもありますので、状況次第となります。

(副議長) 最初からバスが押さえられた日を視察日としたらどうですか。

- (事務局) そのため先ほど説明したとおり、最初は10月20日を希望日として出ささせていただきましたが、第2候補を出して再度調整ということになっています。他課も同じように候補を挙げているので、3つの課の希望が重なっているということもあります。そのため、調整の結果を報告できるのは年度明けになってしまうと思います。
- (議長) バスの日程については了承しましたので、どちらの日程(案)にするか決めましょう。
- (委員) それでは、どちらの日程(案)を令和5年度の日程といたしますか。
- (委員) 私は(案)1がいいと思います。私自身も視察したい図書館は一か所ありますが、視察先は個人の希望よりも図書館同士の話し合いになると思いますし、事務局からも複数の候補を挙げてくれると話していました。
- (事務局) もし(案)1になったとしても、事務局が複数の視察候補地を挙げることはできます。今までは候補地を1つ挙げて、その是非を問うだけでしたが、第2回協議会で事務局が複数の候補を挙げて、その中から協議することもできます。
- (委員) 個人的には、視察先の性質や特色まではとても把握や収集できないと思います。そのため視察先の選出は事務局にお任せした方がいいと思いますので、(案)1を希望いたしました。
- (委員) 文部科学省のホームページに先進図書館が一覧で掲載されています。そのページの概要を見ていけば、自分がこのような取り組みをしている図書館を探すことが可能です。そのため事務局に選出を任せるより、視察に行きたい図書館をそのまま書いたらいいと思います。事務局に一任するのでは、委員の意見が反映されていないので、協議会の意味がないと思います。
- (委員) 事務局が以前のように視察先を一か所しか挙げないわけではないので、私としては挙げてくださった複数の候補の中から決めることを考えています。私の理解としては、このような性質や特色をもった図書館がAからCまであるので選んでくださいと事務局から提示されると思うのです。反対にそんなに図書館のことを詳しくない私たちが意見を出しても、収集が付かなくなると思います。
- (委員) それでも、委員がこれだけの人数いますので、結局視察先で何が見たいのかは皆さん違うと思います。どこの図書館に行くのかは別にして、

それを意見としてまとめたり出し合いながら、こんな図書館もあるのかと知ることが有意義なのではないかと思います。

(委員)

いろいろな意見があると思うので、視察先として考えている図書館の案がある方は出していただいて、私も図書館にお任せしたいと思っていますのですが、そのような人は図書館に一任しますという意見を出せばいいと思います。そうすると12人が全員視察先の意見が出ないと思うので、委員から1～2つで事務局が3つぐらい候補を出せば、そこまで大変ではないかと思います。

(委員)

候補地を決めきれずに複数出してくる人もいると思います。また、事務局が考える視察候補というのは、所沢市もそうですが越谷市立図書館の規模と同等でなおかつ新しい試みをしているという基準で選ばれているので、その図書館側の提案というのはとても大事ですし、それを複数出してもらえるというのは、考えることが増えることになりそうですけど、とてもありがたいことだと思います。協議会の一員として、図書館のことをわからないまましているのもどうかと思うので、それは各自で調べて興味を引いた図書館があれば、怖がらずに意見を出していくという考えでいいのではないのでしょうか。候補地を出せる人はどんどん出してあげればいいと思いますし、事務局案も大事にしていきたいと思う方は一任という形でいいと思います。全員が強制的に出さなければいけないわけではありませんし、先ほどの説明にあったホームページも見て、自分の興味を引いた図書館があれば出していきたいと思います。

(事務局)

ただ今、委員の方の話のとおり、委員の皆様が視察に行きたいと思う図書館があれば申し出ただけであればと思いますが、意見がないのに無理やり案をひねり出すということをお願いするつもりはありません。あくまでも委員の皆様の中から行きたい視察先があれば候補を出していただきたいと考えます。希望がなければ事務局が考えた案を出させていただきます。委員の皆様がどこかに出かけた時にこんな図書館があるのかと思ったり、何かの情報を調べている時に目についたり気になる図書館を、候補として出していただくので構いません。強制するものではないので、それはご了承いただければと思います。

(議長)

私はたくさんの図書館に行くことが趣味なので、東京都内の図書館も結構知っています。コーヒーを飲みながら本が読める武蔵野プレイスな

ど、10か所以上の図書館に利用者登録をしています。今回の事務局からの提案は、以前のように事務局案を1つ出して審議するというのではなく、委員の皆様から意見を聞いた上で時間をかけて審議をするというものです。このように提案して下さったことは非常にありがたいと思います。また協議会の委員としてもいろいろなことを知るきっかけになると思います。そろそろ決定しないといけません、案1と案2その中間の3つがあると思いますが、案2で進めていただくようお願いしてもよろしいでしょうか。

(事務局) まだ具体的な形は決まっておりませんが、議長のお話ですと案2を採用して、回答書には意見があれば記入していただき、意見がなければ事務局一任を選択してもらうということによろしいでしょうか。

(議長) 案2で異論がある方はいらっしゃいますか。また開催時間が午後3時からというのはいかがでしょう。

(委員) 事前に議題が多いと分かっていたら調整できるので大丈夫だと思います。

(議長) それでは令和5年度の会議日程及び内容については案2を採用で、開催時間も午後3時からということによろしくお願いいたします。

(事務局) 開催時間が午後3時からになるのは第1回のみで、それ以外は午後3時30分からとなります。

(議長) その他にご意見などはございますか。

(委員) 令和元年から読書バリアフリー法が施行されましたが、それに対して越谷市の図書館ではこういった取り組みをされているのか伺いたいです。あるいは計画(案)ができていれば、その内容を教えてほしいです。

(事務局) 越谷市立図書館のほうで行っているサービスとして、先ほど配布した資料に掲載されている内容をほぼ実施しております。具体的には「貸出郵送サービス」は、しらこぼとメールという形で既に実施しております。これは利用者から連絡を受けると、移動図書館を通じて本を渡しに行くというサービスです。場合によっては自宅までお届けしております。令和3年度の利用者数56人です。また、こだま文庫で市立図書館3階の和室を使用して対面朗読を行っております。こちらの場合によってはこだま文庫の方に利用者の自宅まで行ってサービスを行っていただくということもやっております。機器に関しましては、拡大読書器を市立図書

館2階の参考調査室に1台設置しております。またデジタイズ機を讀める機械の貸し出しは行っていないが、実際に機械を見ていただいて購入の参考にさせていただくために、事務室に配置してご相談などに対応しております。デジタイズ機も昔はカセットテープに録音したものを貸し出しておりましたが、カセットテープはあまり再生機がないためCDに変更したという経緯があります。それ以外にも電子図書館で新しいコンテンツがいろいろありますし、読み上げ機能や拡大機能などの電子環境も整えております。さらに大活字本や点字本やLLブックの蔵書もあります。これらは市立図書館1階奥にあるLLブックコーナーに配架されていますので、希望者には貸し出しさせていただきます。他には新型コロナウイルス感染症対策のため貸し出しを中止させていただいておりますが、触って楽しめる布絵本があります。令和3年度にはボランティア団体に3点の布絵本を作成していただきましたので、合計134点の布絵本がございます。

(委員)

読書バリアフリー法がなぜ施行されたのかを私が調べたところ、視覚障がい者のかたに向けた図書の充実と考えると、あまりにも一般のかたと比べて対象となる図書やLLブックといった資料が少なすぎるので、国として対応していこうとした経緯なのだと思います。そのため今ある本をより充実させるために、越谷市立図書館がどう取り組み対応していくのかということをお伺いしました。これは義務ではありませんが、読書バリアフリー法の中で、地方公共団体は文部科学省や厚生労働省が定めた業務計画に基づき、計画策定するよう努力することが定められています。この計画の策定はどうなっているかお伺いしたいです。

(事務局)

従来通りのやり方で進めさせていただいておりますので、図書館単独では計画を策定しておりません。実際には先ほどご説明させていただいたとおり、布絵本を毎年少しずつ作成していただくなどの推進はしています。計画が全然ない中で行っているというよりも、今までの運用の中できちんと資料数を増やしていったり、電子書籍に関しても視覚障がい者のための読み上げ機能があるものなども選んでいたりします。

(委員)

読書バリアフリー法という視覚障がい者向けの資料を収集する法律ができ、地方公共団体の努力義務も含まれていることは、図書館にとっても資料を充実させるために予算要求したいと言えるチャンスだと思うの

ですがいかがでしょうか。

(事務局)

視覚障がい者向けの資料だけではなく、図書館の蔵書数を増やすことを図書館は掲げているのですが、実際はそれに対しても市の財政的に厳しい状況です。そのため購入にあたってどちらを選択するのか、また電子書籍が導入されたので紙の本はもう購入しなくてもいいのではないかとといったいろいろな意見が市の中でも出ています。図書館としても電子書籍ではなく紙の本を充実させたいと申し出ています。また電子書籍も先ほどご説明したとおり、視覚障がい者のかたにも提供できるものだからこちらも充実させてほしいと申し出て、なんとか予算を確保させていただいている状態です。そのため、ボランティア団体にご協力いただいて布絵本を作成していただき利用者に提供しているということも行っております。

(委員)

電子書籍のコンテンツですが、昨今はコロナ禍ということもあって種類が増えてきていると思います。こういった人を対象に、どのような分野のものを収集しているのか教えてください。

(事務局)

基本的にはあらゆるジャンルをまんべんなく収集しています。児童担当にも選書してもらっていますし、先ほど説明したような障がい者のかたにも提供できるものもあります。電子書籍のほうもいろいろと動いています。人気のある本は、あまり公共図書館に電子書籍として提供されないという現状がありますが、資料を拡充していかなければならないので、出版社から提供されている中でいろいろなジャンルを選ぶようにしています。また公共図書館の場合、電子書籍はライセンスという形で2年間または52回の利用で期限が切れてしまうというものと、長期で利用できるものがあります。できるだけ長期で利用できるものを選ぶようにしていたのですが、あまり魅力的なコンテンツがないため、ある程度のところまで購入してしまっており、これ以上は難しいのではないかと話もある中で、今はライセンスがある電子書籍のほうで蔵書を何とか増やしています。前回導入したときは料理本といった生活に密着した本が結構利用されていました。また導入当初は児童書がすぐに借りられており、数か月でライセンスが切れてしまうのではないかとというぐらい人気がありました。

(委員)

そうではないかと思っていました。文教大学もライブラリエという電

子書籍を利用しているのですが、ライセンスが2年間なのです。期限があるので人気なものは継続して購入していかないといけないですし、ライセンスに期限があると、蔵書数を増やすというのはなかなか難しいのではないかと思います。

(事務局)

基本的にやはり人気のある電子書籍は、今のお話にもあったとおり同じものを再度買いなおすという形で、できるだけ繋いでいっています。人気がなくてライセンスの2年が過ぎてしまったものは、新しいものに変えることをしながら、どうしてもライセンスは切れてしまうので買い足しになってしまうため、紙の本のように一気に蔵書を増やすことができないというのが実情です。そのため買い替えに追加して新規購入を、できるだけ予算を確保しながら少しずつ拡張しているような形になっています。

(委員)

地域家庭文庫連絡会に配本していただいているのですが、仕かけ絵本を希望しても図書館の意向とそぐわないと却下されたことがあります。確かに仕かけ絵本だと、子どもが読んだときに破ってしまって修復が必要になることもあるのですが、知育や発育にとっては仕かけ絵本もかなり有用だと思っています。そのあたりをどのようにお考えなのか伺えればと思います。

(事務局)

仕かけ絵本は子ども達にとってすごく面白いものだと思います。ただ壊れてしまうと修復がなかなか難しいこともありまして、一回で壊れてしまうとその分他の利用者が読めないということになりますので、慎重にならざるを得ないです。

(委員)

図書館の蔵書としてはそうだと思いますが、地域家庭文庫だと破損した場合は修復ができるものはそのまま引き取りますが、本の真ん中から割れてしまったようなものは利用者買い替えてもらうようお話ししているのですが、そのところを考慮していただけるとありがたいです。

(委員)

5月くらいになると読み聞かせボランティアのための講座を開催していると思います。開催時期が5月というのは新年度から読み聞かせを始めたいというかたにはちょうどいいのかと思うのですが、4月になると先生がボランティア募集の手紙を各家庭に配布するのですが、それを集計するのは5月の初めになってしまいます。私も南越谷小学校で読み聞かせボランティアの活動をずっとしているのですが、集計結果がやっと

私たちのところに来て希望者に講座のことをお知らせしようと思っても、もう講座が開催してしまっているのもうまく開催時期を合わせることでできないかと思いました。また今は働いているお母さんも多いので、開催日が平日というのはどうなのかとも思いました。読み聞かせボランティアの講座に来るのはどういう人が多いのでしょうか。実際に読み聞かせボランティアをされている人なののでしょうか。

(事務局)

必ずしも読み聞かせボランティアの活動者ではなくて、これから活動したい人や興味がある人も参加いただいているのが実情です。ただ今お話しいただいたような、読み聞かせボランティアのチラシを配っていただいて募集が終わったのに、図書館で講座が始まっているというのは、参加希望者のことを考慮できていませんでしたので、来年度以降に調整するなど図書館でも配慮させていただければと思います。

(委員)

読み聞かせボランティアのお知らせは、どのように周知されているのですか。各学校に読み聞かせボランティアのお知らせがいつているのですか。私はホームページを見て知ったので、周りにいる人にお知らせしたりしています。

(委員)

学校に図書館からお知らせをいただいています。学校も文書が来てから管理職を通して学校図書館担当に下りてくるので、そこからボランティア代表のかたにお知らせして集計を取っていただいています。だいたい4月中頃の学級懇談会の時と4月の図書館だよりで募集をかけまして、5月中旬ぐらいに結果が集まりますが、学校が運動会のため司書教諭のほうに参加者の報告が5月下旬となっています。

(委員)

地域家庭文庫は毎年6月に3回講座で読み聞かせボランティアの初級講座を開催しています。地域家庭文庫の会員が講師となっています。越谷市のシティメールなどでも配信していると思います。

(委員)

読み聞かせボランティアをしている人は、だいたい図書館ホームページをよく見ますので、そこで情報収集できると思います。ちなみに講座を受講された方はどのような所で活動されているのですか。

(事務局)

どのような人がどのような活動場所に行っているというところまでは図書館も把握しておりません。今お話があったように地域家庭文庫連絡会に入っているかたもいれば個人が自宅付近で活動されていることもあります。ただ図書館は講座受講後にどこで活動するか報告してもらおうと

(議 長)

いうことは行っていません。

それでは、これで協議会を終了とさせていただきます。委員の皆さんのご協力を賜り、本日予定していた議事を無事に終了することができました。ご協力ありがとうございました。以上で議長の任を降ろさせていただきます事務局へお返しします。

4 閉 会